

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、横浜保育室

認可外保育施設、病児保育事業 受託医療機関 設置者・園長・施設長各位

こども青少年局 保育・教育運営課長

## 令和 2 年度分 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金の申請手続きについて（依頼）

日頃より、本市の保育・教育行政に御協力いただきありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染症の対策にあたり、保育・教育現場において多大なる御尽力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

令和 2 年 8 月 25 日付こ保運第 2405 号「令和 2 年度新型コロナウイルス感染症拡大防止対策補助金について（事前のお知らせ）」で御連絡しておりました、本市における補助金の交付に関して、次のとおり補助金申請の手続きを進めていただきますよう、お願いいたします。

**なお、今回の依頼は、「令和 2 年度分」についてです。「令和 2 年度追加分」については、別途御案内いたしますので、御留意ください。**

本通知は、厚生労働省が定める本補助事業の対象施設・事業者（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、横浜保育室、本市に届出済みの認可外保育施設（居宅訪問型保育事業を除く）、本市が病児保育事業を委託している医療機関）に送付しています。

### <補助金申請手続きについて>

（別紙 1 「補助金の交付手続きについて」 5 申請の流れ及び手続き参照）

**申請書の提出〆切は、9月25日（金）消印有効です。**

- ・今回の依頼は、「**5（1）補助金交付申請**」です。
- ・様式は「**補助金交付申請書（第 1 号様式）**」を御提出ください。**補助申請上限額は、各施設により異なります。**各施設あてに、補助上限額を郵送にて御案内します。（元年度分として上限額 50 万円の交付（補助金額の確定）を受けた施設を除く。）必ず、確認のうえ記入してください。
- ・分園については、本園とまとめて 1 つの施設として申請いただくようお願いします。
- ・今回の補助金は、令和元年度分と合算して 1 施設につき 50 万円が上限となっているため、**令和元年度分の申請時に、「施設ごと」に申請された場合は「施設ごと」、「法人でまとめて」申請された場合は「法人でまとめて」申請してください。**

（添付資料）※横浜市ホームページで必ずご確認ください。

**別紙 1** 補助金の交付手続きについて **別紙 2** FAQ

横浜市トップページ> 事業者向け情報> 分野別メニュー> 子育て>

子ども・子育て支援新制度への移行案内> 横浜市から施設・事業者のみなさまへのお知らせ

[https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu\\_oshirase.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/iko/shisetsu_oshirase.html)

担当：こども青少年局 保育・教育運営課運営指導係

Email [kd-uneishidou@city.yokohama.jp](mailto:kd-uneishidou@city.yokohama.jp)

電話 671-3564